

昇降機又は遊戯施設に関する実務について

1-(I)及び2-(I)に該当する実務の経験を有する方が受講できます。

ご不明な場合は講習事業部までお問い合わせください。

1. 種別

(I) 昇降機又は遊戯施設に該当する主なもの

| 主な種別 ※商品名、通称等で使用している名称ではなく、建築基準法に基づくもの | 法令 | |
|--|---|------------------------|
| 乗用エレベーター(ホームエレベーター) | 建築基準法第 34 条 | |
| 人荷共用エレベーター | | |
| 寝台用エレベーター | | |
| 荷物用エレベーター(荷扱い者又は運転者以外乗車禁止) | | |
| 自動車運搬用エレベーター(自動車運転手又は運転者以外乗車禁止) | | |
| 小荷物専用昇降機 | | 建築基準法施行令 第 129 条の 3 |
| 段差解消機 | | |
| いす式階段昇降機 | | |
| エスカレーター | | |
| 観光用エレベーター | | 建築基準法第 88 条 |
| ウォーターシュート | | |
| コースター | 建築基準法施行令 第 144 条 (同 138 条第 2 項第 二号又は第三号) | |
| メリーゴーラウンド | | |
| 観覧車 | | |
| オクトパス | | |
| 飛行塔 | | |

(II) 昇降機又は遊戯施設に該当しない主なもの

| 主な種別 ※商品名、通称等で使用している名称ではなく、建築基準法に基づくもの | 法令 |
|--|------------------------------------|
| 機械式駐車場(人が乗車した状態で運転されるおそれのないもの) | 建築基準法の適用 を受けないもの(他 の法令によるもの) |
| 搬送設備として専らそれらの過程の一部に組み込まれたもの | |
| 簡易リフト《小荷物専用昇降機に該当しないもの》 | |
| クレーン《労働安全衛生法》 | |
| 舞台装置 | |
| 屋内ゲーム機 | |
| 都市公園等の遊具 | |

2. 昇降機又は遊戯施設に関する実務の内容

(I) 実務の内容に該当する主なもの

| 昇降機・遊戯施設 |
|---|
| 設計(開発)、作図、システムエンジニア ※専門知識を要するもの |
| 製作(主要部品の製造、組立) ※主要部品はどのようなものか具体的に内容を記入 |
| 据付、開発・改善、調整 |
| 施工、施工管理(現場監督)、リニューアル |
| 保守、点検、遠隔監視装置の取付、交換 ※部品交換のみでは専門性が少ない為、不可 |
| 検査 ※立会いのみは不可 |
| 教育(現場作業実務の教育・研修) ※受講希望者が研修を受けている期間を実務経験とする場合、研修以外の勤務時間は、昇降機又は遊戯施設に関する業務を行っている者に限る。 |
| 研究 |
| 【遊戯施設】運行管理 ※具体的な内容の記入が必要 |
| 【遊戯施設】維持保全、管理 |
| 【特定行政庁】建築確認申請審査、工事完了検査 |

(II) 実務の内容に該当しない主なもの

| 昇降機・遊戯施設 |
|----------------------------------|
| 一部の部品の設計 |
| 点検・検査等の立会いのみ |
| 知識及び技能を必要としない実務 |
| 庶務、会計、労務等 |
| 実務とみなす業務との関連が少ない(労働時間の大半が別の職務) |
| アルバイト・パートタイム就労者等(雇用保険の被保険者は除く) |
| 工場のライン製造工程等(製造は原材料を加工することなので含まず) |